

議案第7号

富津市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
富津市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年2月21日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）が施行されたことに伴い、関係する規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。

富津市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

富津市固定資産評価審査委員会条例（昭和46年富津市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「情報通信技術利用法」という。）第3条第1項」を「第6条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。